

昭和四十二年建設省令第三号

流通業務市街地の整備に関する法律施行規則

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第五條第二項、第十五條第一項、第十八條、第十九條第一項、第二十条第一項、第二十五條第二項及び第四項、第二十六條、第三十四條、第三十七條第一項、第三十八條第一項並びに第三十九條第一項及び第三項並びに流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）第四條、第六條、第九條第二項及び第十一條の規定に基づき、流通業務市街地の整備に関する法律施行規則を次のように定める。（法第五條第二項の国土交通省令で定める公益的施設）

第一条 流通業務市街地の整備に関する法律（以下「法」という。）第五條第二項の国土交通省令で定める公益的施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 国又は地方公共団体が設置する施設
二 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十七号）による電気事業の用に供する電気工作物、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス事業（同法第二条第二項に規定するガス小売事業を除く。）の用に供するガス工作物、水道、電気通信の用に供する施設及び鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設（前号に該当するものを除く。）
三 銀行、信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は信用金庫若しくは信用金庫連合会の営業所

第二条から第八条まで 削除

（事業地位位置図及び事業地区区域図）

第九条 法第二十五條第二項に規定する事業地（事業地を工区に分けるときは、事業地及び工区。以下この条及び次条第三項において同じ。）は、事業地位位置図及び事業地区区域図を作成して定めなければならない。

2 前項の事業地位位置図は、縮尺二万五千分の一以上とし、事業地の位置を表示した地形図でなければならぬ。
3 第一項の事業地区区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、事業地の区域並びにその区域を明らかに表示するために必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。

（設計図書）

第十条 法第二十五條第二項に規定する設計は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。

- 2 前項の設計説明書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 設計の方針
二 土地利用計画
三 街区の設定計画（処分後の造成敷地等である敷地の上に建設されることとなる流通業務施設及び公益的施設の配置の想定を含む。）
四 公共施設及び公益的施設の整備計画
五 附帯事業の概要

3 第一項の設計図は、縮尺二千五百分の一以上とし、事業地及び街区の境界並びに造成施設等の位置、形状及び種別を表示した平面図並びに前項第三号及び第四号に掲げる事項の概要を表示したその他の図面でなければならない。

（資金計画書）

第十一条 法第二十五條第二項に規定する資金計画は、別記様式第一の資金計画書により定めなければならない。

第十二条 法第二十五條第二項に規定する設計の設定に関する同条第四項に規定する技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 設計は、当該流通業務団地に建設されることとなる公共施設、公益的施設及び流通業務施設の規模、構造等を考慮して、これらの施設が一体的に機能し得るように定めなければならない。
二 街区は、地形、地盤の性質等を考慮し、当該街区内に建設されることとなる公共施設、公益的施設及び流通業務施設の規模、構造等を想定して適切なものとなるように定めなければならない。
三 道路及び自動車駐車場は、車両及び歩行者のそれぞれ交通の安全及び円滑が確保されるように定めなければならない。
四 幹線街路以外の道路（歩行者専用道路を除く。）の幅員は、八メートル（特別の事情によりやむを得ない場合においては、小区間に限り六メートル）以上としなければならない。

五 公園、緑地及び広場は、休息、運動、避難等の利用目的が十分に確保されるように定めなければならない。

六 下水道は、当該流通業務団地の規模等から想定される汚水量及び地形、降水量等から想定される雨水流出量を支障なく処理できるように定めなければならない。

- 七 公益的施設は、それぞれの機能に応じ、流通業務地区の利便が確保されるようにその位置、規模等を定めなければならない。
八 流通業務施設の敷地は、当該敷地に建設されることとなる流通業務施設の用途、規模、構造等を想定して適切なものとなるように定めなければならない。この場合において騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯その他の緩衝帯が配置されるよう考慮しなければならない。
九 設計は、流通業務団地及びその周辺の地域における環境を保全するため、流通業務団地の規模、形状及び周辺の状況、流通業務団地内の土地の地形及び地盤の性質並びに流通業務団地に建設されることとなる流通業務施設等の用途並びに敷地の規模及び配置を勘案して、流通業務団地における植物の生育の確保上必要な樹木の保存、表土の保全その他の必要な措置が講ぜられるように定めなければならない。

第十三条 法第二十五條第一項に規定する処分計画は、別記様式第二の処分計画書により定めなければならない。

（処分計画書）

第十四条 法第二十六條第一項前段の規定による認可を受け、又は同項前段の規定による協議を申し出ようとする施行者は処分計画を、同項後段の規定による処分計画の変更の認可を受け、又は同項後段の規定による処分計画の変更の協議を申し出ようとする施行者は処分計画のうち変更に係る事項を、認可申請書又は協議申出書とともに都道府県又は独立行政法人都市再生機構にあっては国土交通大臣に、その他の者にあっては都道府県知事に提出しなければならない。

第十五条 法第二十九條の協議をしなければならない場合においては、前項の認可申請書又は協議申出書にその協議をしたことを証する書類を添付しなければならない。
（国土交通大臣又は都道府県知事の認可等を要しない処分計画の変更）
第十六条 法第二十六條第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 処分計画書に掲げる者の氏名又は名称の変更
二 設計の変更に伴う造成施設等の面積の変更
三 造成施設等の面積の変更に伴う処分価額の変更
四 造成敷地等の取得及び造成若しくは建設に要する費用又は公共施設の整備に要する費用の変更に伴う処分価額の一割以内の変更
五 同一年度内における処分時期の変更
（施行計画又はその変更の届出手続）
第十六条 法第二十六條第二項前段の規定による届出をしようとする施行者は施行計画を、同項後段の規定による施行計画の変更の届出をしようとする施行者は施行計画のうち変更に係る事項を、届出書とともに都道府県又は独立行政法人都市再生機構にあっては国土交通大臣に、その他の者にあっては都道府県知事に提出しなければならない。

第十七条 法第二十六條第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一 街区の境界又は造成施設等の位置若しくは形状の軽微な変更
二 工事の仕様を変更する設計の変更
（施行計画及び処分計画について協議すべき者）
第十八条 流通業務市街地の整備に関する法律施行令（以下「令」という。）第五條第二号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる施設で、流通業務団地造成事業の施行によりその効用を失い、又は害されるおそれがあるもの
イ 農業用のため池及び用排水機場
ロ 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する工業用水道
二 次に掲げる施設で、施行地区内に設けられるもの
イ 電気事業法による電気事業の用に供する電気工作物
ロ ガス事業法によるガス事業（同法第二条第二項に規定するガス小売事業を除く。）の用に供するガス工作物

第十九条 法第三十四条の規定により施行者が行

2 施行者は、前項の規定によるほか、主要な関

3 第一項の公募は、少なくとも申込みの受付開

2 前項の図面は、次の各号に掲げる事項を記載

二 前号の流通業務施設の建設の年度別区分

第二十一条 令第六条第一項の規定により造成敷

2 前項の図面は、縮尺千分の一以上とし、造成

第二十三条 法第三十九条第三項の規定による標

2 前項の図面は、縮尺千分の一以上とし、造成

一 流通業務団地造成事業が施行された土地の

二 施行者の名称

三 工事完了公告の年月日

四 標識設置者の名称

第二十四条 法第三十九条の二第二項の国土交通

第二十五条 建築基準法（昭和二十五年法律第二

第二十六条 主務大臣が法第四十七条の三第二項

第二十七条 法第三章及び第四章に規定する国土

第二十八条 法第三章及び第四章に規定する国土

第二十九条 法第三章及び第四章に規定する国土

第三十条 法第三章及び第四章に規定する国土

第三十一条 法第三章及び第四章に規定する国土

第三十二条 法第三章及び第四章に規定する国土

第三十三条 法第三章及び第四章に規定する国土

第三十四条 法第三章及び第四章に規定する国土

第三十五条 法第三章及び第四章に規定する国土

第三十六条 法第三章及び第四章に規定する国土

第三十七条 法第三章及び第四章に規定する国土

一 法第二十六条第一項の規定により処分計画

二 法第二十六条第二項の規定により施行計画

三 法第四十三条の規定により都道府県又は市

四 法第四十四条第二項の規定により必要な措

五 法第四十四条第四項の規定により承認の処

六 法第四十六条第一項の規定により農林水産

七 法第四十六条第二項の規定により行政機関

附則（昭和四四年八月二二日建設省令

附則（昭和四四年八月二二日建設省令

附則（昭和四四年八月二二日建設省令

附則（昭和四四年八月二二日建設省令

附則（昭和四四年八月二二日建設省令

附則（昭和四四年八月二二日建設省令

附則（昭和四四年八月二二日建設省令

附則（昭和四四年八月二二日建設省令

附則（昭和四四年八月二二日建設省令

附則（昭和四四年八月二二日建設省令

附則（昭和四四年八月二二日建設省令

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。た

附則（平成六年九月二九日建設省令第

附則（平成七年三月一日建設省令第五

附則（平成七年三月二八日建設省令第

附則（平成七年三月二八日建設省令第

附則（平成七年三月二八日建設省令第

附則（平成七年三月二八日建設省令第

附則（平成七年三月二八日建設省令第

附則（平成七年三月二八日建設省令第

附則（平成七年三月二八日建設省令第

附則（平成七年三月二八日建設省令第

附則（平成七年三月二八日建設省令第

附則（平成七年三月二八日建設省令第

附則（平成七年三月二八日建設省令第

附則（平成七年三月二八日建設省令第

附則（平成七年三月二八日建設省令第

附則（平成七年三月二八日建設省令第

附則（平成七年三月二八日建設省令第

1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十二年二月一日四日総理府・運輸省・建設省令第一号）抄（施行期日）

1 この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十五年三月二十八日国土交通省令第三七号）抄（施行期日）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成十六年六月十八日国土交通省令第七〇号）抄（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二二号）抄（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年八月三日国土交通省令第七五号）抄（施行期日）

1 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附則（平成二三年一月二六日国土交通省令第一〇五号）抄（施行期日）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附則（平成二九年三月三十一日国土交通省令第一九号）抄（施行期日）

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の流通業務市街地の整備に関する法律施行規則（以下この条において「新流通業務市街地の整備に関する法律施行規則」という。）第一条第二号及び第十

八条第二号ロの規定の適用については、改正法附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下単に「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）が同項の義務を負う間、新流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第一条第二号及び第十八条第二号ロ中「ガス小売事業者」とあるのは、「ガス小売事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業を除く。）」とする。

2 新流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第一条第二号及び第十八条第二号ロの規定の適用については、改正法附則第二十八條第一項に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者（以下単に「旧簡易ガスみなしガス小売事業者」という。）が同項の義務を負う間、新流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第一条第二号及び第十八条第二号ロ中「ガス小売事業者」とあるのは、「ガス小売事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十八條第一項に規定する指定旧供給地点小売供給を行う事業を除く。）」とする。

附則（令和二年一月二六日国土交通省令第九八号）抄（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年二月一六日国土交通省令第七九号）抄（施行期日）

この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。ただし、第四条から第九条まで、第十条中大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十一条第二項の改正規定及び第五十一条から第十四条までの規定は、同年四月一日から施行する。

附則（令和六年一月三十一日国土交通省令第六号）抄（施行期日）

1 この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。ただし、第四条から第九条まで、第十条中大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十一条第二項の改正規定及び第五十一条から第十四条までの規定は、同年四月一日から施行する。

附則（令和六年一月三十一日国土交通省令第六号）抄（施行期日）

この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。ただし、第四条から第九条まで、第十条中大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十一条第二項の改正規定及び第五十一条から第十四条までの規定は、同年四月一日から施行する。

附則（令和六年一月三十一日国土交通省令第六号）抄（施行期日）

この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。ただし、第四条から第九条まで、第十条中大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第五十一条第二項の改正規定及び第五十一条から第十四条までの規定は、同年四月一日から施行する。

3（経過措置）  
第六条の規定による改正後の流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第十九条第一項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に開始される公募については、適用し、同日前に開始された公募については、なお従前の例による。

別記様式第一

別記様式第一 (単位:千円)
1. 収支計算表
収入 (単位:千円)
支出 (単位:千円)



② 造成費利用である敷地の上に建設された共通専有施設又は公益的施設

所在及び名称	区分	用途	構造	面積の割合	区分	面積の割合	区分	面積の割合	区分	面積の割合

2 「区分」によりなる権利の内訳及び内訳

3 造成費利用である敷地の上に建設された共通専有施設又は公益的施設

4 権利「区分」の理由

備考

- 「用途」の欄には、登記簿に記載された用途（国土利用地域の種類の適用がある場合は当該土地用途種別（登記簿に記載された用途）を記載すること。
- 造成費等又は造成費等である敷地の上に建設された共通専有施設又は公益的施設が区分により権利として権利としており、区分毎に、区分毎に「造成費等又は造成費等」の欄には、当該区分毎に権利を行使すること。
- 「区分」によりなる権利「区分」の欄には、その他人の権利及び代位権の存在を記載すること。
- 「区分」及び「造成費等」の欄には、不測の区分を記載すること。
- この申請書には、権利「区分」の欄を記載すること。
- この申請書には、区分について、権利「区分」の欄を記載すること。

別記様式第五

別記様式第五 造成費等又は造成費等である敷地の上に建設された共通専有施設又は公益的施設

作成 権 利 分 割 申 請 書

区分「によりなる権利」の欄

区分	用途	構造	面積の割合	区分	面積の割合	区分	面積の割合	区分	面積の割合

下記の区分毎に「用途」の欄には、当該区分毎に権利を行使すること。

1 造成費等又は造成費等である敷地の上に建設された共通専有施設又は公益的施設に関する事項

① 造成費等

② 造成費等

所在及び名称	用途	構造	面積の割合	区分	面積の割合	区分	面積の割合	区分	面積の割合

③ 公益的施設

所在及び名称	用途	構造	面積の割合	区分	面積の割合	区分	面積の割合	区分	面積の割合

② 造成費利用である敷地の上に建設された共通専有施設又は公益的施設

所在及び名称	区分	用途	構造	面積の割合	区分	面積の割合	区分	面積の割合	区分	面積の割合

2 「区分」によりなる権利の内訳及び内訳

備考

- 「用途」の欄には、登記簿に記載された用途（国土利用地域の種類の適用がある場合は当該土地用途種別（登記簿に記載された用途）を記載すること。
- 造成費等又は造成費等である敷地の上に建設された共通専有施設又は公益的施設が区分により権利として権利としており、区分毎に、区分毎に「造成費等又は造成費等」の欄には、当該区分毎に権利を行使すること。
- 「区分」によりなる権利「区分」の欄には、その他人の権利及び代位権の存在を記載すること。
- 「区分」について、不測の区分を記載すること。
- この申請書には、権利「区分」の欄を記載すること。